

教育再生実行会議  
第33回議事録

教育再生実行会議担当室

# 第33回教育再生実行会議 議事次第

日 時：平成27年12月21日（月）10:00～11:30  
場 所：総理官邸4階大会議室

## 1. 開 会

2. 「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる社会』への  
転換」に関する討議

## 3. 閉 会

○鎌田座長 ただいまより第33回「教育再生実行会議」を開催いたします。

皆様方には御多忙の中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

当会議の検討課題である「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」について、今回から重点を絞って議論していきたいと思いをします。

初めに、安倍総理より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○安倍内閣総理大臣 本日は、発達障害の子供への教育など、特別支援教育や不登校の子供への教育を中心に御議論していただきます。

私は、全ての子供たちが教育を通じて、それぞれの個性や能力を伸ばし、社会の中で居場所を得て、生きがいを持って活躍することのできる社会を育てていきたいと考えています。

そのことが、一億総活躍社会の実現や、日本の一層の成長、発展のためにも不可欠であると考えています。

発達障害などの子供や不登校の子供については、手厚い教員配置やスクールカウンセラーの配置などに取り組んでまいりました。その一方で、近年、発達障害など特別な教育が必要な子供は増加しており、また、不登校の子供の数も高い状況が続いています。

このため、フリースクールなどでの多様な学びを支援するとともに、発達障害の早期発見、そして早期対応、学校の支援体制の充実、学校と医療機関、児童福祉施設との連携などを進めていくことが重要であります。

このような中、今回の補正予算案では、フリースクールで学ぶ子供たちへの経済的支援を初めて行うことといたしました。子供一人ひとりにきめ細かく対応し、その力を伸ばしていくため、委員の皆様におかれましては、活発な御議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

プレスの方は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○鎌田座長 それでは、議事に入ります。

なお、安倍総理と加藤一億総活躍担当大臣は、御公務のため10時25分頃まで御出席いただける予定と伺っております。本日は特に発達障害の子供への教育など特別支援教育、不登校等の子供への教育、この2つのテーマに関して御議論いただきたいと思ひます。

資料1として、主要な論点の例をあげさせていただいておりますので、これも参照しつつ御意見をいただければと思ひます。毎度のことで恐縮でございますが、御発言はお一人3分以内で簡潔におまとめいただくようお願ひいたします。

それでは、御意見のある方は挙手をお願いいたします。堀委員、お願ひします。

○堀委員 先日、勉強会にも参加させていただきまして、この問題に関して大変強い危惧を持っております。

私が提案したいのは、画一的マス教育から、生徒の能力と進捗状況に合わせた個別化教育へという点です。つまり、「マス教育」から「個別化教育」への方向転換を今回提案したいと思っています。

今の問題点は何かといいますと、先生の力量にばらつきがあるということと、生徒の能力と進捗状況にばらつきがあるという2つのばらつきがあることです。先生の力量のばらつきは、テクノロジーを使って解消できます。生徒の能力と進捗状況のばらつきについては、テクノロジーを活用し、動画やアニメでゲーム感覚で面白く学べる個別化教育を進めます。そうすることによって、どこでつまずいたかなど学習状況を把握し、記録・管理し、個別に対応していくことにより、解消が可能となります。

仙台のあるNPOでは、経済的困窮者を対象にボランティアの先生がタブレットを使って教えることによって、高校進学率100%を達成したと聞いております。会場は生協や公民館を借りて行ったといいます。当初は1つの行政区だったものが、今では全ての行政区で対応できるようになっているそうです。

静岡の国立天竜病院の児童精神科においては、院内に設けた学習室でインターネット学習教材「すらら」の利用を始めたところ、発達障害を持つ子供たちの学習時間が倍増し、欠点が7割減ったということです。

今までの人による教育というものに加えて、正にテーマにあります情報化時代に求められる教育によって画一的マス教育ではなくて、生徒一人ひとりの能力や進捗状況に合わせた形で、できる人には非常に難しい問題を与えてあげて、できない人、能力が低いか、または進捗が遅い方には簡単な問題を考えていくことができます。

その結果、財政に圧迫がない形で進めていけると考えていますので、テクノロジーを使った個別化教育を御提案したいと思っています。今回すららねっとの湯野川社長が有識者としていらっしゃると思いますが、そのような実績がある会社が最近増えていますので、そういった点を御提案したいと思っています。よろしくお願いします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

細江委員、お願いします。

○細江委員 今日安倍総理が来ておられますので、地方の取組について少しだけお話を申し上げたいと思います。

今日資料を提出させていただいておまして、有識者提出資料の21ページからになりますが、もしよろしければご覧になっていただきたいと思います。

特別支援教育というものは、決して特殊であり特別な教育ではないということをまず認識しなければいけないと思います。既に特別支援学校をはじめとする特別支援教育の対象となる児童生徒は3.3%おります。それで先般、文部科学省がお調べになった発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%ということですから、合わせますと10%となりまして、10人に1人が何らかの支援が必要な児童生徒である可能性があるということになるわけでありませう。

そういう中で本市におきましては、昨年4月に「岐阜市子ども・若者総合支援センター」というものをオープンいたしました。この施設の特徴といたしましては、いわゆる教育分野と福祉分野における子供に関する相談支援業務を取り出しまして、子ども・若者総合支援センターに集約させました。今年4月からは、それに合わせて支援に関するすべてのことを所管する部局として「子ども未来部」を新たに設置いたしました。

その中で、子供に関する相談件数が前年度1年間で約1万2,000件。つまり月に1,000件ずつあって私たちは大変驚いている相談数でして、その中で幼児の発達相談が20%、また、学齢期の発達相談は13%、不登校が8%ということで、大変なインパクトのある施設だったと自負をしているところであります。

その中で、実は高校生になりますと発達相談等について相談する場所がなくなって困ってしまうわけですが、岐阜市では0歳児から成年、20歳までの子供たちを対象にしております。23ページに書いてございますように、乳幼児でありますとか小学生、中学生が多いわけですが、高校生やそれ以外の子供たちに関する大変多くの相談を受けているということでもあります。

もう一つは、職員を103名この施設に配置しておりますが、職員以外で警察や弁護士、臨床心理士などと連携をしております。これらの連携によって、資料に書いてありますように様々な相談が寄せられております。

24ページの囲みの中に書いておりますが、ある1人の親からの御相談であります。子供が暴力を振るう、警察にも相談したことがあるという御相談でしたが、その後、警察、児童相談所、学校などとともにも拡大のケース検討会議をつくりまして、その会議を継続しましたところ、実は子供だけではなくて保護者の子供に対する接し方にも問題があることが判明いたしました。その結果、保護者へのカウンセリングも実施する必要があるということで、現在実施をしております。子供は発達障害の疑いがあり不登校状態となっておりますが、このカウンセリングによりまして今は学校に戻ってくれています。

そこで1つ思い出しますのが、フィンランドにあります家族リハビリテーションセンターというものでございます。ここは、いろいろな発達障害等は家庭崩壊に起因することが多いという考えもあることから、家族ごとリハビリテーションセンターに入ってもらって、親の問題であるとか、何で家族関係が崩壊したかということをいろいろ議論するという施設であります。この「岐阜市子ども・若者総合支援センター」では、そのような機能も果たすことができたと思っています。

いろいろなお声を寄せていただいております。25ページを御参照いただければと思います。

最後に、今年2月に川崎市で大変痛ましい事件がありました。それを受けまして岐阜市では、同センターの連絡先を記載した「ホッとカード」というものをつくりました。これを市内の子供たち、岐阜市立だけではなくて私立も国立も含めまして小学校、中学校、高等学校の子供たちに6万枚配りました。「悩みがあったら相談してね」、「誰にも言わな

いから安心してね」とカードに書いて、それで相談先の電話番号とメールを入れました。

この「ホットカード」は今年から使っているのですが、前年度、26年度は子供本人からの相談は1万2,000件のうちわずか29件でしたが、このカードを出しましたら、今年は何と11月末時点で既に185件と約6倍以上の相談が直接子供たちから来るようになりました。実は周辺の自治体からも是非これを使わせてほしいということで、来年度からは近隣の1市1町にもこのカードを配ることにしています。

○鎌田座長 ありがとうございます。

坪谷委員、お願いします。

○坪谷委員 坪谷でございます。

有識者提出資料の12ページから御参照ください。

今まで障害のある子供に対する教育というと、視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由など全体の3.33%に当たる子供が中心とされてきており、それなりの支援が実施されてきました。一方、学習障害も含む発達障害の子供は、全体の6.5%、63万人以上いることがわかり、それらの子供に対しての特別支援教育が我が国においてようやく始まったところですが、しかし、その実態はわずか10%以下の子供にしか、必要とされている個別指導計画が策定されておられません。

その原因としては、各学校に1名の配置を推進している特別支援コーディネーターと呼ばれる教員の多くが担任を持つ教員であり、通常の仕事との兼務となっているため十分な時間がとれていないことが1つあげられます。また、それらの教員は、発達障害に対しての特別な知見を持っていない一般の教員が多数です。私の学校では180名の生徒ごとに発達障害のスペシャリストの教員が1名、専任かつ常勤で配置されております。仕事の内容としては就学後の定期的なチェック。これにより個別指導が必要な生徒の発見、支援が必要な生徒に対しての個別指導計画の策定、計画に沿っての個別指導の実施、外部専門家の活用、担任、教員を初めとして生徒の指導に当たる教員全員への指導、保護者との連絡調整をいたしており、大きな成果をあげております。

こういった指導をしておりましても、小学校の高学年になると更に1クラス20名学級での対応が難しくなるため、6年生からの発達障害の生徒のための学校、NPO、インターナショナルセカンダリースクールも運営しておりますが、完璧な少人数制の個別指導により90%の生徒が大学へ進学するという実績をあげております。ややもすると進学、就労ができなくなる可能性のある子供たちを就学、就労し、税を生み出す人材に育てていくことが可能であることを証明しているのではないかと思います。

よって、まずは発達障害に関して実践を伴う研修を実施し、スペシャリストの教員を養成する。その高い専門性の認定を実施する認定制度を創設する、そしてそういった人材を過疎地への配慮はあるものの、各学校に専任かつ常勤で1名配置することを提案いたします。

次に、不登校の生徒についてですが、その数は全国で18万人おり、義務教育の課程でも

12万人以上おります。学校への復帰や心のケアといった相談、指導を受けている子供たちはいるものの、ほとんど教育を受けていない子供が多数いる可能性は否めません。不登校の子供が学習遅延に悩まず、学校へ復帰できることを目的とした提案について申し上げます。

それはオンライン授業を活用して、いつでもどこでも質が担保された公教育を提供するシステムの構築です。様々な場所、例えば自宅でもフリースクールでも病院でも、どんな時間帯でも生徒たちは学ぶことができる上、単位認定や出席認定を受けられる仕組みとします。また、在籍する学校内できちんと担任の教師をつけ、その教師が定期的な生徒の習熟度をチェックし、定期的な試験や学校行事への参加も促します。加えて生徒がICTを活用する際に必要となる保護者を初めとする補助者への支援も必要です。

以上、発達障害の子供への教育などの特別支援教育に対しては、各校に1名、専任かつ常勤の発達障害の子供への教育に高い専門性を持つ教員の配置、そして不登校に関してはオンラインでの公教育の提供を私の提案とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

三幣委員、お願いします。

○三幣委員 私は市の教育委員会として通常の公教育をお預かりしている立場から、最終的には発達障害あるいは愛着障害、不登校の子供たちには人の力、1対1の対応が必要だと考えております。

6年ほど前ですが、発達障害、二次障害の状況になりまして、クラス、学年だけではなくて学校全体に影響を与えるような子供が出てきたことについて、大きな問題意識を持ちまして、その後から私ども教育委員会が1歳半健診、3歳児健診等で早期発見、早期対応ということで心がけてまいりました。それで3年前に厚生労働省の管轄であります保育所も教育委員会の担当ということで、0歳から15歳までの子供たちを私ども教育委員会でサポート手帳というものをつくりまして、0歳からの子供たちの問題について、全部一括して教育委員会が一元化して情報を集め、対応していく制度になっております。

あとは今お話が出ましたけれども、支援員については、私どもの規模の市では考えられないような隣接市の3～4倍の支援員を配置しております。今年度からは保育所と学童保育にも支援員を配置しております。配置しておりますというよりも、配置せざるを得ない状況。2歳児、3歳児で1対1の対応でかかわっていかないと対応できないような状況が出ているということでもあります。

あと、私どものほうでは特別支援教育の支援員については、教育委員会で特別に雇用いたしまして、通常の支援員が対応できない場合については対応しております。また、教育支援相談員ということでも非常勤講師をお願いしまして、年間60日ほど保育所、幼稚園を回って、子供の発見あるいは対応の仕方の是非といったものについて検証も含めて取り組んでおります。

先ほどから出ておりますけれども、子育てのしにくさから、虐待とかそういった問題にも関係してまいりまして、単に発達障害の問題ではなくて、虐待あるいは経済的な困難さとか、そういった問題で非常に複雑になってきておりますので、あくまでも先ほど申し上げましたような1対1の対応の人の力が必要だと考えております。

今、坪谷委員からお話がありましたけれども、特別支援コーディネーターを1名配置するというですけれども、今年1月からは各学校2名配置になっております。これは特別に配置されたわけではなくて、通常の教員が配置されていた中にその役割が追加されたということで、担当者の仕事が増えただけであって、専任にコーディネーターの仕事をやるわけではないという状況にあります。ですから有名無実という大変極端な話ですけれども、コーディネーターの役割を十分承知しておりますけれども、より機能を生かすためには、現在の教員に追加して配置していただくことが必要になってくると思います。

今、申し上げたのは対症療法的なことですけれども、生活を見直すということで5年前から全部給食はご飯給食で、地元の食材をとるということで取り組んでおります。この成果も根拠を問われるわけですけれども、かなり改善されてきているのではないかと思います。中学校になってからの不登校や発達障害の生徒が減ってきております。

また、1回目の会議で松本先生がおっしゃったのですが、知情意の教育ということで取り組んでおります。これについてもやはり意思を育てていく、あるいは情操面を育てていく。これは全部の子供たちに対してそういうものを展開していくことが有効だと考えております。

お話し切れないところは有識者提出資料の11ページに意見書を提出してありますので、お読みいただければと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。安倍総理及び加藤大臣が次の御公務に移られる時間が近づいてまいりましたので、その前にそれぞれ一言御感想等をいただければと思います。

初めに加藤大臣、お願いいたします。

○加藤一億総活躍担当大臣 加藤でございます。

今、一億総活躍の担当をさせていただいております、11月末に緊急対策を取りまとめさせていただきました。安倍総理からも一億総活躍という概念は、ある意味では多様性と包摂性というようにも理解できるものと気付かせていただいておりますし、緊急対策では、教育のテーマに関しては、例えば「いじめや発達障害など様々な原因で既存の学校に馴染めなかった子供たちでも自信を取り戻すことができるよう、特に困窮家庭の子供たちに対し、複線的な教育機会を確保するための支援を行う。」ことなどを盛り込み、先週18日にその内容を反映した平成27年度補正予算案を閣議決定させていただいたところでございます。来年春には「ニッポン一億総活躍プラン」を策定したいと考えておりますので、この教育再生実行会議での議論、そして馳大臣ともよく連携をとらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。



○鎌田座長 ありがとうございます。

では、安倍総理、よろしく願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 我々が野党時代の4、5年前に、発達障害の子供たちにどう対応していくかということの勉強会を超党派で立ち上げたわけであります。その勉強会において、何人かの専門家の皆様からお話を伺ったところではございます。ただ、この問題は非常に難しい問題でございまして、我々この勉強会自体が随分批判もありまして、政権に復帰いたしましたしてから、そこでもう一度この体制をつくり直したところではございますが、実際この不登校の子供たちの数が増えている。同時にある程度クラスの中でパーセンテージが増えていくと、先生方もクラスをコントロールするのが難しくなってくるという状況に直面するわけであります。また、同時に親御さんたちも非常に大きな悩みを抱えているということでございまして、その中でしっかりとした知見を持った対応が大切であろうと考えているところではございまして、今、実際に成果が上がっているというお話もあったわけではございます。

その勉強会を開いたときにも、埼玉県を初め具体的な対応をし、そして実際に成果が上がり、不登校等々の比率を下げるといふ成果をあげているというお話も聞いているわけではございますので、こうした成功事例を横展開していく、また知見を共有していくことが大切だろうと思っております。

話を伺っていて、既に配置されている教員の中で兼務されることはなかなか難しいということもよくわかりました。予算的な措置も必要となってくるわけではございますが、我々としてもしっかりと、そうした子供たちが教育の場で排除されることのないようにしっかりと対応していきたいと思っております。

○鎌田座長 どうもありがとうございます。

安倍総理及び加藤大臣はここで退室されます。お忙しい中ありがとうございます。

(安倍内閣総理大臣、加藤一億総活躍担当大臣退室)

○鎌田座長 会議を続けます。

引き続き御発言をお願いいたします。湯野川委員、お願いします。

○湯野川委員 私も先日の勉強会に参加させていただいて、そこでたいへん興味深い資料を拝見しました。

不登校については、原因というかきっかけとなった状況について、最も多いのが、不安など情緒的混乱と無気力というアンケート結果がありまして、これが具体的な解決はイメージしにくく、どう理解したら良いのか分かりにくいという印象がありました。このアンケートは先生方が回答したものであるとのことでした。次に、不登校に対する実態調査という実際に生徒にインタビューした調査が紹介されていました。サンプル数が少ないですし、ランダムにとったわけでもないので信頼性には疑問はあるのですが、本人に聞いたものですから興味深いと思ってダウンロードして見てみました。この統計では不登校のきっかけとして、トップが友人との関係。2番目が生活リズムの乱れ。3番目は勉強が

わからない。4番目が先生との関係。5番目がクラブや部活動の友人、先輩との関係ということで、先の資料と、全然順位が違う。特に5つのうち4つまでが学校における原因なので、確かに先生へのインタビューではそういう原因は出てこないのではないかと思います。

何を申したいかといいますと、企業経営であれば当たり前ですけれども、本当に原因がわかるようなきちんとした科学的なデータを定期的にとって分析するということをするべきです。行動経済学者とか、中室先生のような教育経済学者とか専門家を入れて、本当の原因がわかるようなデータをきちんと取る。それにより施策の効果を把握し、効果がなければやめるし、効果があれば継続するというような科学的プロセスが不十分ではないかと傍から見て思いました。

そういう仕組みをつくらないと、いろいろな施策が膨れ上がって予算もどんどん増えてしまうのではないかと考えています。科学的に分析可能な仕組みを構築できれば良いのではないかと思います。

発達障害、学習障害についても同様なのですが、特に私が現場で聞いていることは、統一された教材がなく、その使い方やマニュアルも余りなくて、現場で個々にやっていたりしゃるようです。標準的な教材の開発、そして、それをどう使うかというオペレーションの標準化と人材育成の徹底をすべきではないかと思います。そのための一つの方向性として、堀委員も仰たように、ICTを使うことが有効かと思えます。これは個々にアダプティブな学びができ、発達障害によって視覚が優位な生徒さん、聴覚優位な生徒さんについてもそれぞれ合わせることができます。自分のペースで、家でも繰り返しできるので、いわゆるワーキングメモリーが小さい子供たちについても非常に有効です。品質が担保でき、何よりもコストが低いので、適切にヒューマンリソースを組み合わせることで全体のコストアップを防げるのではないかと思いますので、科学的な進め方と教材開発を是非お願いできたらと思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

漆委員、お願いします。

○漆委員 私からは、現場で感じておりますことと、対策の事例を少しお話したいと思います。

現場で感じておりますのは、特別支援教育に関しては何よりも周囲の教育と周囲の連携の2つが必要なのではないかということです。これがないために、様々な個性のある子供たちが結果として自己肯定感を低くしてしまっていて、将来の活躍の余地を奪ってしまっているのではないかということを感じております。

1つ目の周囲の教育の対策事例なのですが、4者の教育が必要だと思えます。教員、保護者、医師、子供ということなのですが、教員に関しては今、発達障害の知識不足によって、よかれと思って叱ってしまっていて、その子の自己肯定感を低くするということが起きています。これに対しては研修が講じられるという資料もありますが、意外と忘れら

れがちなのが保護者なのです。発達障害に関しては、どうしても保護者からうちの子は病気でないから医者には行かせたくないという抵抗がありまして、なかなか診療を受けさせられないという現状があります。また、周囲の子供の保護者が認識不足のために、障害のある子供と一緒にクラスにいることに抵抗感をあらわす。身体障害の場合、そういうことはないのですけれども、発達障害の場合はそういうことが非常に起きてくることがあります。したがって保護者に対する研修も、例えば入学時などがチャンスだと思いますので理解を促すことが必要なのではないかと思います。

医師に関しても専門医が不足しておりますし、専門医に尋ねる前に、例えば子供が行きやすいかかりつけの内科のお医者さんが窓口になるとか、そういったような医師間のネットワークを構築することも必要なのではないかと感じております。

また、生徒たちに関しては、例えば身体障害に関してアンケートをとりますと、何かお手伝いをしたいという回答が92%なのに、実際に行動を起こせる生徒は18%になってしまうのです。それはどうしたらいいかわからないから行動を起こせないのです。したがって、まず子供たちにもいろいろな障害に対して、障害は1つの個性、バリアバリューという考え方を徹底していくことが必要なのではないかと考えています。

事例として、ディスレクシアという読み書き障害の方で画家として世界的に活躍している方に来ていただいて、そういう個性を活かしたロールモデルと出会うワークショップを行ったことがあります。また、本校はスペシャルオリンピックスとも連携をしたことがあり、様々な角度からインクルーシブ教育を進めていくことが必要なのではないかと感じております。

2つ目の周囲との連携なのですが、これは特に不登校に関しまして、校内でカウンセラー、保健室、医師が連携するだけでなく、今後は一般の学校とスペシャルニーズの教育機関との連携がもっとスムーズに行われればと思います。親御さんは子供が学校をやめなくてはいけないのではないかとすると、なんとか通わせようと、結末として対応が遅れてしまうこともあります。一旦、通っている学校の外でサポートしていただきながら、学業を継続した戻ってこられるというような、そういう教育機関同士の連携がもう少し垣根なく行われたらよろしいのではないかと思います。

最後に、先日の勉強会で摂食障害の話が出ました。女子の摂食障害は少なくありません。また、原因が特定できない。湯野川委員から、先ほど原因が子供から見ると違うというお話もありましたが、子供自身もよくわからない複雑なものがありまして、受診しやすい内科で診療を受けますと、起立性調節障害等の名前がついて、結果としてなかなか改善されないこともあります。これも医師間、また、様々な専門家との連携、学校現場との連携が必要なのではないかと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

小林委員、お願いします。

○小林委員 私からは、お手元の資料2ページに基づいて発言をさせていただきたいと思  
います。

はじめに、今回のテーマが不登校や発達障害、となっていますが、学校現場においては、  
必ずしも発達障害の子供たちだけに限らず、異能異才を持つ子や、外国人の子供など、様々  
な個性を持つ子供たちがいて、こうした生徒たちへの個別な対応が全般的にできていない  
ことが、根本的な課題なのではないかと認識しています。

その上で、次ページ以降では3点の課題に即して、施策の御提案をさせていただいてお  
ります。

まず、①通常学級に於ける対策です。6.5%いると言われる発達障害の子供たちに加えて、  
飛び抜けて理解力がある子、或いは何か特定の分野に非常に関心が高く他になかなか集中  
できない子、等も含め、個別指導を可能にする必要があると考えます。

ページ下部に施策を列記しました。まずは前回も御提案申し上げたとおり、就学前検診  
を義務化して早期発見すること。そして、ここで一定程度の結果が出た子供については個  
別指導計画の作成を制度化すること。ただ、現場の先生方に過度の負担がかかることを避  
けなければならないため、ICT活用や、特別支援コーディネーターの専任化など、体制を整  
備すること、が肝要かと思われま。

とはいえ、通常学級だけでは対応できないケースも多いため、次のページ、②では、現  
在ある特別支援の穴を埋める作業、すなわち幼稚園や高等学校での特別支援の強化も必要  
なのではないかと提案させていただいています。現在、特に高等学校レベルにおいて特別  
支援学級が圧倒的に不足しているため、軽度の障害を持つ方も特別支援学校に行くしかな  
い状況を生み出しており、個性や特性を持つ子供たちの社会での活躍を妨げていると認識  
しています。

ここまでは、主に公立学校を念頭に置いた施策でした。一方、私たちがやっているよう  
なグローバルなリーダーシップ教育もそうですが、本当にドラスティックなことをやろう  
と思うと、小規模で良いので、私学で設立してベストプラクティスを提示することが早道  
であるという考えを持っています。

よって、最後のページ③では、発達障害を持つ子供、あるいは異能異才を持つ子供や外  
国人の子供など、様々な特別なニーズを持つ子供たちのために、小規模校に限ってでも良  
いので、学校設置基準を緩和していただけないでしょうか、という御提案をしております。  
現在、学校設置基準には、運動場の面積や、校舎や体育館の自己保有など、大変な資金を  
要する条件がたくさんあります。法律上は、「特別な事情がある場合にはこの限りではな  
い」という注釈がついてはいるものの、実際問題としては、私どもが設置を許可頂いた長  
野県さんのように柔軟な自治体は別として、現場では「よほどの事情がない限りは基準緩  
和を認めない」と解釈されて運用されています。

これでは新たなニーズに応える小規模校を民間が設立しようとしても、数十億の財力が  
なければできません。是非、保育の分野で小規模な「こども園」が認められたように、公

的な教育機関だけでは応えきれないニーズが、民間の力できちんと対応されていくように、特別なニーズのある子供たちのための小規模私学の設置基準については、積極的に緩和いただけるようお願いしたいと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

清水委員、お願いします。

○清水委員 それでは、教育現場からの視点でお話させていただきます。

まず、発達障害者支援法ができてから、こんな現象が学校現場では起きています。子供たちが本校3年生ですと就労を目指していくわけです。法定雇用率枠での就職のためには療育手帳なるものが必要になります。これは各都道府県単位で名称はみんな違うのですが、東京は「愛の手帳」と呼んでおります。障害の重度が1度、2度、3度、4度になります。大体企業就労する子たちは3度、4度であるわけですけれども、発達障害者支援法ができてから、発達障害の手帳の療育手帳からIQは度外視した高機能とかアスペルガー、要するに知的障害を伴わない子たちも発達障害に入っていました。そうしましたら今、起きている現象は、精神障害者保健福祉手帳を取得しなさいという行政の指導があるのです。要するに知的障害を伴わない子供たちは法定雇用率枠で就職するにはその手帳が必要なのです。これは我々学校の教員は理解できるのですけれども、保護者の皆さんは理解するまで相当時間がかかるのです。精神疾患でもなくて、あくまでも発達障害の手帳なのですけれども、なかなかそこまで理解ができないことがございます。こちらは今、国の制度で言う療育手帳が今、1度、2度、3度、4度ですから、是非療育手帳の5度、最軽度という範疇をつくっていただければ親御さんも、子供たちも受け入れやすいものになるのではないかと思います。

知的障害を伴わないというところで言いますと、先日の勉強会でも私立学校における数を統計に入れてくださいというお願いをしました。私立学校においては知的障害を伴わない子供たちが多数いるのです。つまり、私立学校は特別支援学級でもありませんし、特別支援学校でもないものですから、知的障害を伴わない子供たちがこのカウントの中に入ってきていないのです。したがって、是非知的障害を伴わない発達障害の子供たちもカウントの中に入れていただいて、そして前回もお話させていただきました学校教育法の第1条の学校だけではなくて、特別支援教育はあらゆる学校種で推進するという考え方ですので、124条の我々専修学校もしっかりと対応していただきたいと思います。

不登校の問題に関して、これはあくまでも私個人の考えでありますけれども、大阪の事例をお話させていただこうと思います。

私どもの仲間の学校からいろいろな話を聞いています。大阪は平成21年、就学支援金導入のときに大阪独自で府立高校だけ無償ではなくて、私立高校と私立の高等専修学校も世帯年収の610万円以下は全て無償になりました。つまり、大阪の発達障害、不登校の子たちは授業料の額で学校を選ぶという傾向が強かったのですが、現状は、どこの学校に行ってもお金はかからないということで、教育内容で学校を選んでいきます。ですから高等専修学

校にも非常に多くの生徒が入ってきています。先日も都教育委員会は4校の定時制を廃止して、チャレンジスクールにするという方針を出しました。そして商業高校を廃止して介護、保育、調理の学校をつくるという方針を立てられました。

ですから既存の学校をうまく使えば、多大な原資を用意しなくても補助金という形で大阪のように回していけるのではないか。また、大阪の学校では、中退者が確実に減っているという話も聞いています。これについては1回どこかで調べなければいけないと全国高等専修学校協会でも話が出ています。それともう一つ、これは不登校の問題を考えるとときに高等学校卒業の資格を優先するのか、人間的な教育の部分はどうするのかという議論もしていかなければいけないと考えています。私どもの学校に通信制の高校を卒業して20歳で入ってきた子がいます。3年間年下の生徒としっかり勉強をして社会人になって8年間同じ会社で今、働いています。その子の入学理由は、やはりずっと不登校だったことなのです。高卒の資格は持っているけれども、自信がない。社会に出る自信もないし、上級学校に行く自信もないと。このような例を踏まえると、高卒の資格だけに主眼を置かずに、その子供たちの人間的成長をどこで補っていくのかについて、これもしっかり考えていかなければいけないのではないかと日々考えております。

以上であります。

○鎌田座長 ありがとうございます。

中室委員、お願いします。

○中室委員 慶應大学の中室でございます。

有識者提出資料に従って御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、現在の特別支援教育にかかっている予算について振り返ってみたいと思えます。文部科学省の発表資料によりますと（平成24年6月に発表された「平成23年度特別支援教育資料」）、特別支援学校・学級における学校教育費は年間1人当たり787万円で、小学校の8.7倍、中学校の7.5倍となっています。同資料で、教員1人当たりの生徒数を計算してみますと、教員1人当たりの生徒数が特別支援学校で1.7人、特別支援学級で3.3人となります。不登校や特別に支援を必要とする子供に対して手厚い指導が必要であることについては論を待ちませんが、一方でこれまでの資源配分、予算の使い方が十分に効果的であったのかということについては検証の余地があるのではないかと考えております。

先般、秋の行政事業レビューの際にも議論になりましたが、文部科学省から提出された資料をみますと、教育政策の成果目標は、「教員1人当たりの児童生徒数がOECD平均を下回る」と記載されており、私はこの目標設定は議論の余地があるのではないかと考えております。すなわち、教育政策の目標が、子供たちの教育成果を最大化するということではなく、教員の数を先進国並みにするというように設定されているのはどうしてか、ということ。別の言い方をすれば、個々の生徒のニーズに沿った手厚い教育、きめ細かな指導が必要だということが、教員を増やすということによってしか実現されないのか。今回議論になっている、特別支援や不登校の子供たちについても、直ちに教員の数を増やすこ

とが、問題解決に繋がるのかどうか。手段を決め打ちせず、どのような政策手段や資源配分が、特別支援や不登校という個別支援を必要とする子供たちの教育成果を最大化するのかということ、学術的にみて厳格な方法で検証し、効果的な資源配分が達成されているのかを検討することは、納税者である国民への説明責任を果たすという観点からのみならず、個別の教育的ニーズのある子供たちの保護者に対しても重要なのではないかと考えます。

教育政策の目標は単一的ではなく、卒業・就学・学力やIQなどの認知スキル・非認知スキル、あるいは卒業後の就労や収入など多岐に亘りますが、そういった子供の教育成果に対して、現在既に行われている資源配分がどのような効果を持ったのかということを検証する必要があるのではないのでしょうか。もちろん、きめ細かい指導のために教員の投入を増やすことは有力な政策オプションでありえます。しかし、それ以外にも本日、複数の委員から御指摘がありましたように、例えば校務分掌でない専任の特別支援コーディネーターの設置、ICTの活用、更には言語聴覚士や作業療法士などのように、海外では一般的に置かれている専門家の配置なども、教員の投入とあわせて検討するべきであろうと思います。

更に小林委員からも御指摘がありましたように、高等学校のほうでは特別の教育課程の編成ができないという問題がありますので、これについては文部科学省でもかねてから議論をいただいていると認識していますが、今後は更にその議論を加速させていく必要があるやに感じます。

最後に、私が海外の教育機関に対して持っている印象では、盲学校や聾学校などの教育機関は徐々に減少しており、「インクルーシブ教育」という概念が広く浸透しているように感じられます。このことは、個別のニーズのある子供らが、社会で就労する際に特に重要になってくる可能性があります。学校教育段階で、様々な個性をもつ子供らがともに学び合う機会があれば、就労した後もまた、互いに理解し合い、尊敬し合うことができるのではないかと考えられるからです。今後、日本の「インクルーシブ教育」というものがどのような方向に進んでいくべきなのかということは、海外の動向も分析しつつ、本会議の中で議論できればよいのではないかと考えております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

貞廣委員、お願いします。

○貞廣委員 ありがとうございます。

先ほど来、複数の先生方から御意見が出ていますように、発達障害のお子さんに関しても、不登校のお子さんに関しても、きめ細やかに個別に対応していくべきだということは合意があるかと思うのですが、きめ細やかに対応することと、個で学ぶということは必ずしもイコールではありませんので、先ほどの、個別化教育やオンラインの教育という御提案を得ておりますが、あくまでも特別な補完的、部分的プログラムであるということをおさえておく必要があるかと思っております。

理由として2点あげさせていただきたいと思っております。

まず1点目です。日本の学校は学習のみならず、それを支えるメンタルの面や社会的な面を含めて、子供を全人格的に見るところにその特徴を持ってきました。これはいわば日本のお家芸のようなものだと思います。現在は教員の多忙化の側面から様々な議論がありますが、こうしたことが日本の教育の質を支えてきたという面があると思います。フェース・トゥ・フェースは対教員だけではなくて、先ほど清水先生からも出ましたけれども、子供同士のかかわり合いということも含めて、そうした有効性を踏まえるとオンラインであるとか、個別化ということには限定的な捉えが必要なのではないかと思います。

第2の理由として、21世紀型学力の育成ということをあげたいと思います。これまでの知識集約型学習から、それを活用し、社会課題に対して当事者意識を持って、その解決策を提出していくというのが御承知のとおり21世紀型学力ですけれども、この有効な方法としてあげられているのがアクティブ・ラーニングです。御承知のとおりアクティブ・ラーニングは多様な意見、情報の中で個で学ぶ、そして集団で学ぶということをスパイラルで繰り返していく中で知識や技能を身に付けていくわけですけれども、こうした解決策や合意の練り上げをするような21世紀型学力を考えても、個の学び、個別の学びということの有効性も認めながらも、集団的に学んでいく、フェース・トゥ・フェースで学んでいく、人の対応、1対1の対応をすることの重要性も軽視するべきではないのではないかと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

堀委員、反論がございましたら、お願いします。

○堀委員 まず2点、テクノロジーを使った教育に関して問題点があるとおっしゃいましたが、反論したいと思います。

1つ目の人間との接触が減るということですが、実は増える方向に向かいます。テクノロジーを使った個別化教育というのは自宅で学習をした上で、学校においてはそれをコーチングしながら教えます。したがって、個々の生徒との接触時間は増えます。

一方、講師、教員が教えているということは一方的なレクチャー形式になっていますのでマスとしての接触時間は多いのですが、個別に対応はできていないです。

つまり、テクノロジーを使った教育によって、個別に各人の問題点を認識しながら教えていくということで、逆に接触が増える方向にあるということが1点目です。

2点目の個別化教育によって集団的学びが減るということは、それも誤解があります。テクノロジーを使うことによって個別化教育を自宅でやった上で、クラスにおいてディスカッションの時間が増えるのです。一方的にマスで教える時間がクラスによって占拠されて、それが講師によってばらつきがあって、しかも学生によって能力と進捗状況にばらつきがあるために、弊害が多く発生してきました。できる人は面白くないと思って、できない人に関しては落ちこぼれていくという現状があります。それを打破するためには自宅で個別に事前学習をした上で、学校においてディスカッションとか、そういった人間関係を中心とした教育に変えていきます。教員の教える手間をテクノロジーに代替させるという



方法ができるかと思っています。したがって、ディスカッション時間が増えるので、集団的学びはむしろ増える方向にあります。

その上でもう一つだけ。私が提案したいのは、先ほど申し上げた宮城県仙台の事例のように、テクノロジーを使って寺子屋教育のようなことを実施するのがいいのではないかと考えているのです。さらに、発達障害の方と不登校の方に放課後サポートのような形でゲーム感覚でボランティアを交えて遊びながら学ぶという形態です。教員が教えるよりもゲーム感覚で教える学習のほうが成績が上がっているというデータがあります。そういったデータに基づいて判断できたら良いと思います。できたらテクノロジーに関する勉強会を実施して、テクノロジーによって教育のレベルが上がるということを確認する機会も、委員の中でできたらと思っています。

○貞廣委員 私も全否定しているわけではありませんで、全ての学校教育をそうした形で代替していくことに危惧しています。ですからそれを申し上げておいた上で、どのようにベストミックスさせていくかという議論がその先にあるのだと思うのです。

○堀委員 前回、私が申し上げたとおり、特別に学校を指定して実験的にテクノロジーを使った教育を行い、データを蓄積していったらいいと思うのです。最初から全部やると、それは当然抵抗があると思います。何校か指定した上で、実際に行ってみて、湯野川委員がおっしゃるようにデータの科学的な見地にのっかって進めていき、コストがどれだけ上がるのか下がるのか、それは中室委員が仰ったような形で、エビデンスを集めながら実際に行っていくことを私は薦めたいと思っています。

○鎌田座長 ありがとうございます。

向井委員、お願いします。

○向井委員 現場の先生方からいろいろな話を伺って、本当に参考になりました。私は現場からの話ではなくて、少し大枠の話なのですが2点お話しします。

まず1点目は仕組みの話なのですがすけれども、ダイバーシティの個々に合わせて対応していくのは無理なのではないか。一億全部の人が違うからと言って、全てに対応していくシステムをつくっていくのは、予算的にも無理だと思います。普通校であっても十人十色、どの色も全部美しいというダイバーシティが進んできている社会なので、発達障害や不登校の枠だけで考えることではないかと思います。普通校でもダイバーシティが進んでいるのだから、垣根を取って多様性を受け入れられるシステムを作るべきだと思います。

発達障害や不登校について考えたときに、病的に発達できない発達障害は医師との連携が必須です。一方、発達の過程で発達に必要な刺激（愛情や喜怒哀楽など）が、家族や周囲環境から入らないために、社会生活に必要な心身が発達していかないという障害もあると思います。

また、不登校生は1度は普通校に通ったが、その後、自分を社会が認めてくれない、自己実現ができない、自分の存在を示したい、自分の居場所を探したいということに悩んで学校に行けなくなってしまう子たちが非常に多いのではないかと思います。

このように考えると、学びの目的や目標をはっきりさせることが必要と思います。例えば不登校に関して、普通校に戻ることを目標なのでしょうかとというのが私の疑問です。普通校に戻ることを目的とすることで、既に目的の段階で嫌気がさしてしまう子供たちがいると思うので、そういう目的ではなくて、個々の子に合わせた目標設定を作成することが必要です。その目標を達成することで、子供が自己を磨くことが楽しくなるようにし、十人十色の子供をまとめて受け入れられるシステムを作るほうが、個々の指導をする先生を増やすよりかはいいのではないかと思います。

発達障害について、これは特に病的な発達障害のある方々に関しては、どのような目標設定をするかは非常に難しいと思うのですが、いわゆるその人しかできない特技を探すことになると思います。

どのようなシステムが考えられるかですが、少なくとも義務教育に関しては、カリキュラム設定と修了レベルをはっきりさせることと思います。年齢や発育レベルにかかわらず、つまり、別に1年生であれ、5年生であれ、6年生であれ、どこであっても修了レベルがはっきりしていれば次に進めるというようなシステムが必要と思います。また、受け入れ側ですが、高校や大学はもともと運動などに関して多様性や特殊技能を受け入れる枠があるわけで、義務教育での修了レベルに達して、なおかつそういった中で自分の個々を磨いてきた子供たちの特別枠のようなもので受け入れていくという流れをつくるのが大事ではないかと思います。文部科学省などでこのようなシステムをつくり、多様性を受け入れていく教育制度のパラダイムシフトを行うべきと思います。

2点目は、情緒教育は非常に重要であると思っています。発達障害については、真に愛されているとか抱っこしてもらおうという刺激がないと、だんだん発達ができなくなってしまうということも考えられます。情緒教育は母子教育や家庭教育、そして親子、地域教育というところで行っていかなければならないので、これは学校だけのシステムで考えることはできません。ですから、厚生労働省などと一緒に高齢化社会を活用していくとか、あるいは幼児教育、これも厚生労働省だと思うのですが、そういったところでもう少し役所間の縦割りを改善して、社会としてどういう人を育て、どういう人であれば目を輝かせて社会で活躍できるのか。どういう分野でもいいと思うのです。本人が日本に生まれてここで生きてよかったと思えるような社会をつくることを、もう少し省庁間の連携で考えていただかないと、どんなに人や税金を投入していても難しいのではないかと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

出雲委員、お願いします。

○出雲委員 ありがとうございます。

私は今日少し議論にあがらなかった食育、食べ物のことについて1点だけ申し上げたいと思います。

私どもが今、取り組んでおります栄養食品ですとか機能性食品は、当社のミドリムシに

関しては毎日10万人の方に召し上がっていただいているのですけれども、一番お客様から喜んでいただける、喜びの声というのは発達障害のお子様をお持ちの御両親、中でもお母様からの感謝の言葉やお礼の手紙が非常に多いのです。

これは理由は明らかでありまして、発達障害ないしそういった潜在的な問題を抱えている子供は、どうしても食べ物が大変偏っていたり、食育を両親や学校が一生懸命教えても、得意な何か好きなものには集中するのですけれども、そうでないものには関心が持てないですとか、正に無気力である、食べ物に関心が持てないという食事をとることができない。必然的に栄養も偏ってしまって女性の摂食障害、拒食症の問題も今日漆先生からも御指摘がありましたけれども、今、栄養の問題は途上国の問題ではなくて、先進国の私どももこの問題と向き合っていかなければいけない。ここを解決せずに教育で発達障害や不登校の子供たちに対する対処を考えるというのは、いかがなものかと思えます。今日はこのような問題提起をさせていただきたいと思っておりました。

その上で、最近での脳神経科学ですとか栄養食料学の発達は非常に目覚ましいものがありますので、発達障害やそういった子供たちに適切な食育、給食の中に地域資源や地域の産品を積極的に取り組むような形で、食べ物から健康な教育づくりを推進することによって、この問題とは全く別個の問題とお考えになられているかもわかりませんが、私は非常に相関が強いと考えています。しかも余り今まで目線が配られていなかった分だけ効果を発揮できるテーマではなかろうかと思っていますので、発達心理学や栄養食料学といったものをバックグラウンド、ベースとした食育、給食、その地域の農産物といったものに視点を当てる、光を当てるということについて、是非皆様にも御関心を寄せていただければと存じます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

松本副座長、お願いします。

○松本副座長 ありがとうございます。

私の子供は双子なのですけれども、1人が脳性小児麻痺です。アメリカに私が留学したときに連れていきました。そのときに普通学校に入れと非常に強く言われました。会話ができませんので大丈夫かなと思ったのですけれども、特別支援員が1人と、学校の先生がついてきて非常に丁寧にサポートしてくれて、普通学校の中でそれなりに楽しい生活をしていたことを思い出しました。今、インクルーシブな教育が必要だと御意見がありましたが、そのような環境を提供していくことも必要であることを個人的に経験いたしました。

一方、いろいろな障害を持った人たちがいるわけなのですけれども、発達障害ではなくて発達症と言ったほうがいいと先日の勉強会で尾崎教授が仰っていましたが、発達症というのは脳の発達と大いに関係があると思えます。脳科学とかゲノム科学、最近目覚ましい進歩があります。今、向井委員が仰ったように愛着というのは、これも古いですが、数十年前にどうも発見されたようなのですけれども、今でも脳科学の研究者はそのような研究をしています。

私は今、理化学研究所におるのですが、理化学研究所に脳研究センターがありまして、そこで随分多くの方々がこういった脳やゲノムの科学に基づく脳の障害あるいは機能のおくれということの研究しております。ですから是非とも、これは尾崎教授が仰ったのですが、専門家と教育現場の先生方をどう繋ぐかということは非常に難しい問題だけれども、しっかりと繋いでいく必要があると私も思います。私自身は脳科学は全く知らないのですが、最近、自分で勉強を始めますと随分びっくりするような進歩があるのです。一方、教育現場の先生方はどの程度キャッチアップしておられるかというのは若干心配です。ですからコーディネーターを置いたらいい。コーディネーターという言葉がいいのかどうかわかりませんが、橋渡しをする、つまり専門家と教育現場の先生方あるいはシステムを検討されている教育委員会の方々あるいは保護者との間を、専門知識で繋ぐことができる方々の活用について、是非今回の課題の中で取り上げていただきたいと思うのです。

例えば今、日本で就職に苦勞しているポスドクの研究者がたくさんいるのですけれども、そういう方々が正規に学校現場に入れるような資格を与える仕組みも、あわせて御検討いただければと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

先ほど食育の話が出ましたので、三幣委員、何か補足的な御発言がございましたら、お願いします。

○三幣委員 ありがとうございます。

先ほど御意見をいただきまして、意を強くしております。第1回の会議で私どもの食の取組を冊子で皆様方に差し上げましたけれども、時間のかかる問題だと思っておりますが、今、私どもが給食を提供している保育所、幼稚園、小学校、中学校の子供たちが親になったとき変わるのかと、そんな期待を持って、ですから先ほどから成果とかコストという話が出ていますけれども、そういう面だけではとられないものが食育だけに限らず、教育の中にはあるのだという思いを強く持って取り組んでいます。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 私が身を置いています日本の大学も、今や高校から大学への進学が57～58%ですので、大学では学生は大人扱いされていて不登校や自閉症の問題は話題になっていませんが、大学生にもこの問題はあると強く感じています。今、小中高等学校に関して論じられているような不登校の問題や、あるいはいろいろな自閉のスペクトラムの問題を抱えた、あるいは経験してきて大学に入った学生たちもかなりの数に昇るのではないかと想定しています。

やはり小中高大というシームレスな教育のプロセスの中で、先ほどもお話がありましたけれども、21世紀型の学力というのは、アクティブ・ラーニング等に基づいて個々の個性

あるいは個の確立が必要であると言われておりますけれども、これも大学において全く同じことであって、議論が今、小中高等学校での問題に集中しておりますけれども、大学においても論じる段階に来ているのではないかと私は思っております。

先ほど中室委員から、学校教育についていろいろな数値が紹介されましたけれども、御指摘のようにお金が非常にかかることなのですが、大学の場合には特別支援学級あるいは特別支援学校という制度はないので、その分、父兄が授業料あるいはアパート代、下宿代を含めた費用を負担しているわけですが、その中で大学中退率が約8%となっているわけで、マクロ的に考えてものすごい膨大な、経済学的に言えば unnecessary コストがかかっていると思います。このような大学教育の問題点は全く論じられていません。したがって、大学等の高等教育段階でも、今議論されているようなトピックを分析していく必要があると感じている次第です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

今、御指摘がありましたように、最近の大学における学生問題の最大の課題は、発達障害の学生たちへの対応です。特に大学生ぐらいになると周りからはわからないというか、自分を普通の人に合わせることができて、何かトラブルが起きたときに探ってみると、実は幼児期に何らかの症状があったということが後になってわかる。ある意味で普通の人に合わせてきたものが限界に達したときに、事件化して初めて判明するというようなケースが大学では多いような気がしています。

アクティブ・ラーニングも、実は大学ではかなり進んでおり、中学校や高等学校より普及しているのではないかと思います。アクティブ・ラーニングが効果をあげるには事前にしっかりと予習をしなければ意味がないのですが、事前の予習にいつでもどこでも対応できるようにするためにはICTの活用が不可欠であり、アクティブ・ラーニングとICTの活用は表裏一体であると思っています。

そのほかに御発言がございましたら。坪谷委員、お願いします。

○坪谷委員 発達障害に関しまして、幼稚園、保育園も含めての学校等と外部の医療、そして福祉、民間との連携が十分ではないことが1つの課題であると思えるのです。先日の勉強会で尾崎教授は、病院側は、診断はできるが、医療行為以外の取組には報酬がないという制度上の問題もあることを仰っておられました。なおかつ医療や福祉は厚生労働省の管轄である。民間は経済産業省の管轄であるということで、省庁間との連携もこの課題の解決には必要なのだと私は思います。

もう一つ、今、大学の話が出たのですけれども、大学が受け入れをして、その受け入れた生徒に対してどのように対応していくのかということと同時に、就労につながる部分をきちんとケアしていかないといけないのではないかと思います。そこが社会との接続になりますので、それが課題ではないかと私は思います。それは高校にも同じことが言えまして、キャリア教育に日本の高校は余り重きを置いていませんので、様々な個性を持った生徒も含むキャリア教育の充実、これが大切なのではないかと思います。また、高校と社会、

それから、社会に出る生徒たちにとっては学校側が就職を支援する、個性に合わせた就職を支援するといったサポートも、今よりは充実していかなければいけないことが課題の1つであると思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

小林委員、お願いします。

○小林委員 先ほど堀委員が正に仰られたことでもあると思うのですが、いきなり大規模に全国でロールアウトしていくというよりは、この分野は非常に研究が今正に世界中で進んでいる分野でもあり、何が本当に一番効果的で、効率性だけではないという御意見もあると思いますが、限られた国庫の中でどのように予算配分をするのが良いのかと考えたときに、いきなり全国でやっていくよりは、幾つかの自治体の中で幾つかの先進事例をある程度の規模で展開をしていく。先ほどのミドリムシの例も含めて食育なのかICTなのか、いろいろな取組があると思うのです。そのデータをきちんと分析して、その上で全国展開していく形にしないと、これは1回やってやっぱり違いましたというのは理解が得られないと思うので、是非小規模のプロジェクトでの展開をお願いできればと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

漆委員、お願いします。

○漆委員 皆様からお話が出ておりました私学の活用、ICTの活用、小さくやってみる、教育投資の問題についてヒントになるなと思いましたが、昨年、坪谷委員も一緒だったのですが、オランダを視察いたしました。まず教育は将来の投資ということで、教育投資額の国家予算における割合が日本に比べて非常に大きいことも驚いたのですが、全ての子供を将来、社会を支える納税者に育てようという考えが徹底しておりました。その事例として200人の生徒を集めて、5年間継続できれば学校として認められて、公立でも私立でも全ての学費は無料になるという形でした。母国語や民主主義教育など最小限の必修科目以外のことはかなり自由が高かったです。

見ました学校の中にICT教育を徹底して行っているところがありました。アダプティブ学習とグループワークを相互に行っていました。その中で他の子より進度が早過ぎて不登校になっていた生徒がいました。その子はその学校には通うことができていました。不登校となったのは人間関係の問題ではなく、学力が高過ぎて一斉授業では興味が続かないという問題だったのです。もしかしたら日本の今の教育においても、このような才能を伸ばしきれていないのではと感じました。

もし実験的にいろいろなことをする場合、新しいものをつくとコストがかかりますね。今ある学校の規制をもう少し緩和することで、かなりの取組の幅が広がるのではないかと。学校現場で、この規制はどうしてあるのかと思うことも結構あるものですから、もう少しあるものを見直して、お金を使わずに試してみることもできるのではないかと、最後にお話させていただきます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

他に委員の皆様から補足の御発言はございませんか。

特にないようでしたらオブザーバーとして御出席いただいております渡海議員、富田議員から御発言をいただければと思います。

初めに渡海議員、お願いいたします。

○渡海衆議院議員 鎌田座長ありがとうございます。

私は今日初めて参加をさせていただいたわけでございますけれども、我が党の教育再生実行本部は、遠藤大臣が本部長をやっておりましたが、6月に入閣をされまして、今回私がやらせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず今日の議論を聞かせていただいて、本当に広範な、現場の事例も含めて大変貴重な御意見をいただきありがとうございます。これは難しい問題だということを、改めて今日は感じさせていただいたところであります。

特に発達障害のある子供については、教育再生実行本部の下に特別支援教育部会を設置して、我々も今議論を進めています。既に論点整理が行われておりますので、しっかりとこの部会を動かすことによってしかるべき時期に、来年の早い時期に何らかの提言をさせていただきたいと思っておりますが、その中でも今日も出ておりました、例えば小中学校は良いのだけれども、高等学校が取組不足という問題意識、また、児童生徒への支援をどのように充実していったら良いのかといった点が基本的な論点になると考えております。

加えて、今日も様々な御議論がございましたが、先だって開催された提言フォローアップ会合にも出席をさせていただいて、非常に興味深く覚えておりますのが、エビデンスベースで物事を考えていくということをもう少し我々はやっていかなければいけないのではないかということです。行政の側というのは特に教育分野ですね。なかなか数字ではあらわせないという逃げ道を使っていたのではないかという気がいたします。

この問題については、最近大分傾向が変わってきたわけでありましてけれども、しっかりとこれから取り組んで、そしてしっかりと財務省に説明できるデータベースをそろえるべく、努力をしていきたいと思っております。

あとは、ICTにかかる予算と教育効果の関係がどういうことになるのか、もう少し深く我々も検証させていただきたいと思っております。

不登校の問題でありますけれども、既にスクールカウンセラーの充実等いろいろな対応もさせていただいておりますけれども、1つの解決策としてフリースクールというものも提案されていることは事実であります。ただ、この点につきましては富田議員も一緒にさせていただいておりますが、まだまだ我が党の中でかなり議論が分かれておまして、これから体制を立て直して少し議論を深めていきたいと思っております。賛否両論の意見が出ていました。フリースクールに心配をされる方は、このことが逆に言うと学校に行かなくてもいいということにつながるかという懸念が多いように思っております。

教育再生実行本部では、先日、今後どのような課題を取り扱うかについて自由討議を行

い、現在意見をまとめさせていただいております。年が明けましたら早速課題の整理を行いまして、集中的に議論を行って、連休の前ぐらいいまでに幾つかの提言を出させていただいたらと思っておりますので、そのときにはまた政府のほうにも御提案をさせていただきたいと思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

次に富田議員、お願ひいたします。

○富田衆議院議員 先生方今日はありがとうございます。

今、渡海先生からエビデンスのお話がありましたが、中室先生の書籍を読ませていただきました。日本でエビデンスを求めるのはなかなか難しいと思ひました。ただ、少人数学級の効果のところでは全国一律に全員を対象とするのではなく、就学援助を受けている子供が多い学校で制度を実施したらどうかという御提案は、正にそのとおりだと感じました。エビデンスに関する議論を踏まえ、こういう視点でデータをきちんと収集していくことが大事であると考えています。本当にありがとうございます。

不登校のお子さんについては、実は馳大臣を中心にずっと超党派で勉強会を重ねてきまして、フリースクール、夜間中学の支援法みたいなものをまとめたのですが、今、渡海先生からお話があったように自民党のほうでいろいろと厳しい御意見があつて、超党派でまとめつつあった案が今、宙に浮いている状況です。実は明日の3時からもう一度体制を組み直して議論を始めようということ、超党派で行っていきたいと思ひますので、先ほど安倍総理からもフリースクールへの支援を補正予算案に盛り込んだというお話がありましたけれども、そういったところをきちんと与党の責任でやっていききたいと思ひしております。

先ほど坪谷先生からオンライン授業などを活用するという御提案がありました。これは私たちの議論の中になかったので、このような取組もフリースクール、夜間中学の法案の中に組み込めればなと思ひました。

あと、発達障害ですが、前回の会議のときに机上配付で私の資料を1枚出させていただいたのですが、発達障害のお子さんでもいろいろなお子さんがいらっしゃいます。物すごく能力が飛び抜けた方から、障害があつて本当についていくのも困難なお子さんまで。向井先生が仰るように、全ての子供に対応したシステムを全部つくることは無理なのではないかと思ひますが、本当に、その子にとって日本に生まれてきて良かったと思えるような、何らかの支援を政治の責任としてやっていかなければいけないなと思ひしておりますので、引き続きしっかり議論に参加させていただきたいと思ひます。今日はありがとうございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

最後に馳大臣より一言お願ひいたします。

○馳文部科学大臣兼教育再生担当大臣 今日は本当にありがとうございます。いただい



た御意見を参考にしながら取り組んでいきたいと思いをします。

お話を伺いながら10ポイントほど、我々文部科学省としても取り組むべきことについて改めて確認をしたいと思いをします。

1点目に、何のために学ぶのか。子供たちにとっての見方と、我々学校教育を提供する側からの見方と双方の視点と目標意識の共有が必要であるというのが1点目です。

2点目は、教員の専門性を高めていく必要があります。

3点目は、福祉関係者との連携は欠かせないということでありです。

4点目は、情報の共有であります。児童生徒と学校と保護者と外部専門家と、それぞれの立場を踏まえた上で情報が共有されていることが望ましいと思いをします。

5点目は、学校以外の学ぶ場、そして居場所を確保する必要があるのではないかとこの問題意識であります。

6点目は、教材、教授法の開発と活用であります。

7点目は、データの取得、分析、そして蓄積、活用であります。

8点目が、やはり幼児教育の部分と高校段階は手薄だったなという反省であります。

9点目は、キャリア教育の充実であります。

10点目は、教員の戦略的配置の充実であります。したがって、やみくもに増やせとか、機械的に減らすという言い方は極めてナンセンスだと思いをしています。必要なところに必要な配置を。そう考えると義務標準法の基礎定数と加配定数の在り方については、データ等も十分に活用した上で、抜本的な見直しをしなければいけないと思いをしました。

私も15年間、議員立法で児童虐待防止法、発達障害者支援法、いじめ防止対策推進法、障害者虐待防止法、過労死防止法と、ずっと役所に対して縦割りを無くすべき、横串を刺したほうが良いという法律に特に取り組んでまいりました。実際に大臣を拝命するまで幼児教育振興法といわゆるフリースクール支援、これは名前を変えて不登校対策と夜間中学校支援法という形で今、超党派で議論されていることをお聞きしておりますので、そういった意味で実態を十分に把握しながら取り組んでいく必要があると思いをしますし、ようやくこの教育再生実行会議の1つのメインストリームにこの課題が入ってきたことを考えると、特別支援教育は特別ではないという認識を我々は持たなければいけないのではないかとこの思いをしました。

今後ともまたよろしくお願いをいたします。

○鎌田座長 どうもありがとうございました。

本日の会議はここまでとさせていただきます。

次回の日程につきましては調整の上、決まり次第なるべく早目に御連絡をさせていただきますようにいたします。

どうも本日はありがとうございました。